

## いすみ市総合教育会議傍聴基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、いすみ市総合教育会議運営要綱（平成27年いすみ市教育委員会告示第号）第4条第2項の規定に基づき、いすみ市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴券の交付）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（様式第1号）に住所、氏名及び年齢記入し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第4条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

（傍聴人の定員）

第5条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、市長が認めたときは、定員を超過して入場させることができる。

（傍聴席以外の場所への入場禁止）

第6条 傍聴人は、会議の会場において、傍聴席以外の場所に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （1）銃器その他危険なものを持っている者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）異様な服装をしている者
- （4）ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者。ただし、第9条の規定により、撮影又は録音等をするにつき市長の許可を得た者を除く。
- （5）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （6）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （7）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、市長の許可を得た場合は、

この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、いすみ市総合教育会議運営要綱第4条第1項ただし書の規定により会議が非公開となった場合は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 市長は、傍聴人がこの基準に違反すると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この基準は、平成27年 月 日から施行する。



様式第2号(第3条関係)

表	裏
<p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 券</p> <p>通用日                    年    月    日</p> <p style="text-align: right;">いすみ市総合教育会議</p>	<p>傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。</p> <p>① 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>② 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>③ はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>④ 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により市長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>⑤ 飲食又は喫煙をしないこと。</p> <p>⑥ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>⑦ 携帯電話は、電源を切り使用しないこと。</p> <p>⑧ その他会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p>